

人権啓発の国立ハンセン病資料館で不当解雇

稲葉さん、大久保さんの不当解雇撤回のたたかいに ご支援をお願いします

厚生労働省の委託事業として一年ごとの一般競争入札が繰り返されている国立ハンセン病資料館等の運営。2020年度の入札で日本財団からグループ財団の笹川保健財団に受託者が変わりました。笹川保健財団は、新規受託を口実にして資料館等で働いている学芸員等に対して雇用継続希望者全員に、これまで行われることのなかった採用試験を行い、その結果学芸員の稲葉さんと大久保さんの2人を不採用としました。稲葉さんは国公一般国立ハンセン病資料館分会の分会長で、大久保さんともう一人の組合員とともにハラスメントの根絶や労働条件改善のために日本財団との団体交渉を重ねていました。

笹川保健財団と日本財団による不当労働行為

稲葉さんは、2002年5月から約18年にわたって学芸員として資料館で働き、2014年からは学芸課長、2018年からは資料管理課長を務めています。資料の収集や整理、保存、収蔵庫の建設も稲葉さんが主担しており、資料館になくはない人材です。大久保さんは、2016年10月から派遣労働者として、そして17年8月から学芸員として資料館で働き、夏休みのこども向けの企画や企画展を主体的に計画・実施してきた知識と経験を有する有能な人材です。ハンセン病資料館は、ハンセン病患者や回復者、そして家族の尊厳の回復や人権啓発など特別な博物館であり、とくに専門性が不可欠です。

2人の不採用によって資料館は4月から2名の欠員となっています。笹川保健財団はなぜ採用しなかったのか、その理由は何ら明らかにしていませんが、労働組合をつくって日本財団との団体交渉を繰り返してきたこと以外に他の学芸員との違いはありません。専門性の低下や資料館運営に支障が生じることを承知のうえで2人を排除したことは、労働組合つぶしの不当労働行為であることは明らかです。

不採用を撤回し、稲葉さんと大久保さんを資料館に戻せ

稲葉さんと大久保さんの不採用による雇い止めは日本財団と笹川保健財団による組合つぶしの不当労働行為であるとして、国公一般は5月8日に東京都労働委員会に救済申し立てを行いました。また、国立ハンセン病資料館の学芸員としての地位確認を求める裁判も準備しています。

2人の不当解雇を撤回させるためには、人権啓発の場であるハンセン病資料館で働く労働者の権利を侵害する不当労働行為は許されないと世論と運動で日本財団と笹川保健財団を包囲することが必要です。厚生労働省に対しても、資料館の専門性と体制を確保するための責任を果たすよう求めています。

このたたかいに勝利し、2人の尊厳を取りもどすため、みなさんのご支援をお願いします。

- 笹川保健財団・日本財団に対するFAX要請と個人署名にご協力ください。

抗議・要請先 日本財団 FAX：03-6229-5110、笹川保健財団 FAX：03-6229-5388

- たたかいへのカンパにご協力ください。

郵貯019当座0364317、名義は「ハンセン病資料館不当解雇学芸員を支援する会 やさぐれオンライン」

(団体：一口5,000円～ 個人：一口1,000円～ ご支援ご協力をお願いします)

国公一般 国立ハンセン病資料館分会

<https://hansensdignity.com>



ホーム
ページ



Twitter

国家公務員一般労働組合 (国公一般)

〒105-0003 東京都港区西新橋1-17-14 西新橋エクセルアネックス3F 国公労連内
TEL 03-3502-6363 / FAX 03-3502-6362

●国立ハンセン病資料館とは

1993年6月25日、高松宮記念ハンセン病資料館として開館。自分たちが生き抜いてきた証としての資料を残す活動として1969年以来とりくんできた多磨全生園入所者自治会図書室をベースにして、全国のハンセン病療養所入所者自治会で組織する全国ハンセン病療養所入所者協議会（全療協）が実質的に設立しました。入所者自身による手作りの博物館施設で、主な目的は、自分たちが生き抜いてきた証を残すことと、社会に同じ過ちがくり返されないよう訴えかけることです。

2007年3月31日、国立ハンセン病資料館としてリニューアルオープン。らい予防法違憲国家賠償請求訴訟における原告勝訴を受けて、国が補償の一環として名誉回復措置を講じるためにハンセン病資料館を拡充したものです。この時から、ハンセン病患者・回復者の名誉回復が資料館の目的に加わりました。

●資料館でのハラスメント（一部）

2016年2月～	平沢保治氏（多磨全生園入所者で国立ハンセン病資料館運営委員、語り部）による稲葉さんに対するパワハラ・侮辱・名誉毀損が始まった。
2018年1月～	成田総国立ハンセン病資料館館長による、特定の職員を対象とした暴言が日常的に行われるようになった。
2018年 春～	成田館長による大久保さんに対するセクハラがたびたび行われるようになった。
2018年 秋～	成田館長の非常識な行動および指示を大久保さんが拒むと「辞めろ、辞めちまえ、辞めさせてやる」と恫喝され、同時にパワハラが行われるようになった。
2019年1月	成田館長が年頭の訓示で「あの学芸員気にくわねえよって、ひとこと言ったらね（…）どこかすっ飛ばすんだよ。辞めるか、飛ぶかだ」など職員を前に語った。
2019年3月末	O学芸員が、すでに排除の対象となっていたK学芸部長（当時・現重監房部長）と稲葉さんが不在の日に全職員を集め、『常設展示図録』の“誤記”は、K部長と稲葉さんが「知っていながら放置した」ものと事実と反する説明を行った。
2019年4月	成田館長が年度初めの訓示で「お気に召すような事をしろ」等、気に食わない職員を辞めさせたこと、学芸員が辞めたところでの変わりはいくらでもいると、職員に語った。
2019年4月	H事業部長・N事業課主任・O社会啓発課長が、大久保さん・田代さんの担当事業を一方的に取り上げようとし、春以降は、同じ事業課員でありながら田代さんと大久保さんを排除して、N事業課長とK・H学芸員の2人の事業課員だけで事業課の事業を決めていくようになった。
2019年10月	O課長の問い合わせに対する大久保さんの回答が気に入らないとの言いがかりに、大久保さんの上司であるN課長は事実確認もせず、また大久保さんの反論にも耳を貸さず、O課長に言われるままに大久保さんを注意した。
2019年10月	図書室職員から、田代さんと大久保さんの利用について「苦情」があったとするO課長の言いがかりに、N課長は事実確認もしないまま両名を注意し、また両名が反論すると、事実でなくともO課長に従えと発言した。
2019年10月～	事業課内においてN課長、K・H両学芸員の3人が事業を計画し、決定するまで、あるいは実施したことすらも田代・大久保両学芸員には知らせないという露骨な排除が日常的にくり返されるようになった。また事業計画の見直しを行うとして、H部長とN課長が田代さんと大久保さんを個別に呼び出し、従来の担当事業の取り上げと新たな事業の担当を一方的に通告し、了承を迫った。
2019年12月	他の学芸員などには配布・回覧されていた来館者調査報告書が、稲葉・田代・大久保の3人には周知されなかったことについて、12月9日、1月6日と2回の団交で理由説明と配布を求めたが、まともな説明はなく、報告書が配布されたのは2月7日であった。
2019年12月	療養所からの作品貸し出し依頼に伴い、資料管理課長である稲葉さんが展示作品2点を入れ替えたことについて、N課長が稲葉さんに対する言いがかりをH部長に伝え、H部長はN課長の言う「苦情」の妥当性を判断することなく稲葉さんを注意した。
2020年1月	資料整理プロジェクトチームにおいて、2019年末までに各人が担当する資料群の物量把握を終えることと決めたにもかかわらず、N課長、O課長、K、K両学芸員は示し合わせて作業を行わず、あげくスケジュールの遅れの責任を稲葉さんに転嫁した。

このように、資料館内における嫌がらせ等のハラスメントは枚挙にいとまがありません。2019年9月の分会結成後にも上記のような嫌がらせが多発・悪化している状況について、団体交渉でその改善を求めましたが、日本財団はコミュニケーションの問題と組合員に責任があるかの対応に終始しました。財団により資料館全体において組合を敵視・嫌悪する雰囲気巧妙につくられてきたことの証左です。

私たちも国立ハンセン病資料館での 不当解雇の撤回を求めます



賛同人（敬称略・順不同）

松丘保養園入所者自治会	自治会副会長	佐藤 勝
栗生楽泉園入所者自治会	自治会長	岸 従一
大島青松園入所者自治会	自治会長	森 和男
邑久光明園入所者自治会	自治会長	屋 猛司
菊池恵楓園		志村 康
沖縄愛楽園自治会	自治会長	金城 雅春
『無菌地帯』著者、元全国ハンセン病療養所入所者協議会（全療協）嘱		託	大竹 章
映画「あつい壁」「新・あつい壁」監督・脚本		中山 節夫

●国立ハンセン病資料館とは

1993年6月25日、高松宮記念ハンセン病資料館として開館。自分たちが生き抜いてきた証としての資料を残す活動として1969年以来とりくんできた多磨全生園入所者自治会図書室をベースにして、全国のハンセン病療養所入所者自治会で組織する全国ハンセン病療養所入所者協議会（全療協）が実質的に設立しました。入所者自身による手作りの博物館施設で、主な目的は、自分たちが生き抜いてきた証を残すことと、社会に同じ過ちがくり返されないよう訴えかけることです。

2007年3月31日、国立ハンセン病資料館としてリニューアルオープン。らい予防法違憲国家賠償請求訴訟における原告勝訴を受けて、国が補償の一環として名誉回復措置を講じるためにハンセン病資料館を拡充したものです。この時から、ハンセン病患者・回復者の名誉回復が資料館の目的に加わりました。